

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年2月27日提出

安芸高田市長 石丸 伸二

1 専決処分の内容

令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）

2 専決処分年月日

令和5年1月31日

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）について、専決処分する。

令和5年1月31日

安芸高田市長 石丸 伸二

1 予算の内容

別紙「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）」のとおり

(別 紙)

令和 4 年度安芸高田市一般会計補正予算 (第 10 号)

令和 4 年度安芸高田市の一般会計補正予算 (第 10 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,219 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,351,231 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 月 31 日専決

安芸高田市長 石丸 伸二

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
15 国庫支出金		2,892,329	2,219	2,894,548
	2 国庫補助金	1,339,347	2,219	1,341,566
歳 入	合 計	21,349,012	2,219	21,351,231

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		3,253,109	2,219	3,255,328
	3 戸籍住民基本台帳費	107,006	2,219	109,225
歳 出	合 計	21,349,012	2,219	21,351,231

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

款	補正前の額
15 国庫支出金	2,892,329
歳入合計	21,349,012

(単位:千円)

補 正 額	計
2,219	2,894,548
2,219	21,351,231

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,253,109	2,219	3,255,328
歳出合計	21,349,012	2,219	21,351,231

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2,219	0	0	0	0
2,219	0	0	0	0

2. 歳入

(款) 15 国庫支出金

款			補正前の額	補正額	計
	項				
		目			
15	国庫支出金		2,892,329	2,219	2,894,548
	2	国庫補助金	1,339,347	2,219	1,341,566
		1 総務費国庫補助金	549,673	2,219	551,892

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費補助金	2,219	社会保障・税番号制度導入整備費補助金

3. 歳出
(款) 2 総務費

款 項 目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,253,109	2,219	3,255,328	2,219	0	0	0
3 戸籍住民基本 台帳費	107,006	2,219	109,225	2,219	0	0	0
1 戸籍住民基 本台帳費	107,006	2,219	109,225	2,219	0	0	0

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	2,219	戸籍住民基本台帳事務に要する経費 2,219 マイナンバーカード交付事業費 2,219 12 委託料 2,219 ○一般業務に関する委託料 2,219 マイナンバーカード関係手続支援業務委託料 2,219